

令和５年度 第１回長久手市都市計画審議会 議事録

議 事 概 要	
会議の名称	第１回長久手市都市計画審議会
開催日時	令和５年１２月１５日(金)午後３時～午後４時まで
開催場所	エコハウス 多目的室
出席委員	【学識経験のある者】 浅野純一郎、武田美恵、藤田素弘 【議会の議員】 ささせ順子、富田えいじ、山田かずひこ、山田けんたろう 【市民】 今井純志、山元眞一
事務局出席者	【事務局】 建設部長 磯村和慶、同部次長 矢野克明、同部開発調整監 奥祐子、 都市計画課長 吉田学、同課課長補佐 山崎暢之、 同課主任 日比野瑞樹、同課主事 稲森昭人
傍聴者人数	０人
会議の公開・非公開	公開
審議の概要	長久手市立地適正化計画（素案）について
問 合 先	長久手市建設部都市計画課 内線３２４

１ 開会

２ あいさつ

建設部 吉田都市計画課長より挨拶

３ 長久手市立地適正化計画（素案）について

（会長）

報告事項としての説明ではあるが、ここで頂いた意見についても必要であれば対応可能だと聞いている。

（会長）

長久手市は既に施設が整備されている拠点が多いことから、これらの施設を有効活用し、拠点の形成を図るための誘導施策が多く記載されていると思うが、プラスアルファで施設整備を行うような施策の展開は考えているのか。また、誘導施策と公共交通との関連性があれば教えてほしい。

（事務局）

都市計画マスタープランで位置づけられていた各種拠点について、本計画で、より具体的に形成を図ることを方針としているため、拠点形成に向けたにぎわいの創出や活性化を図るため既存施設利活用の誘導施策を中心に整理している。

そのため、拠点付近にある商業施設との連携、あるいは既存公共施設をより活用するという取

組を中心とした誘導施策を整理しており、新規での施設整備についての記載はない。

誘導施策と公共交通の関連については、拠点を形成することによる公共交通の利用促進、公共交通での拠点へのアクセスの向上、居住地における公共交通の利便性を高める施策を記載している。

(会長)

長久手市の場合は、人口を増やす手段として公共交通を都心に集約する必要はないが、地域全体で公共交通を便利に使えるような施策があれば良いと思う。

より施設を有効活用していただくうえで、公共交通の利用促進につながるようなソフト施策は、何か考えているのか。

(事務局)

公共交通に係る誘導施策は、リニモ駅周辺を拠点に設定していることから、リニモの利用促進が大前提ではあるが、公共交通全体のソフト対策として、「市民団体等との連携」や「商業施設での公共交通利用者に対するインセンティブ付与などの取組との更なる連携」について 65 ページから 67 ページに記載している。

(会長)

よりリニモの利用者を増やすという観点からも、都心を活性化させる価値はある。

(委員)

2 章にも出てくるが、3 章の課題の黄色とピンクのスタンプは長久手市独自の設定なのか。

(事務局)

3 章 34 ページに出てくる黄色とピンクのスタンプについては、2 章で整理をしている「都市構造上の課題」と「本市が今持っている強みあるいは、長久手市の特長」をそれぞれ黄色とピンクでまとめたものであり、長久手市独自のものである。

(委員)

SDGs との関連も記載すると良いのではないかな。

(事務局)

策定委員会や庁内と調整を図り記載内容は検討したい。

(委員)

近隣市町村の立地適正化計画との接点、関連はどうなっているのか。近隣市町と方針に齟齬等があるのは望ましくないのではないかな。

(事務局)

1 市を除く、近隣市町村が立地適正化計画を策定しているが、立地適正化計画は、単独の市町として持続可能な都市に向けた計画であると考えするため、市町村間の連携に関する記載はしていない。

近隣市町の計画との関係性については、策定委員会に愛知県や尾張建設事務所にオブザーバーとして入っていただき、広域的な観点から適宜アドバイスをいただき策定をしてきた。

(委員)

誘導施策に、市民の定住促進施策と市外からの居住を誘導する施策とが併記されていることに違和感がある。カテゴライズするなど、項目を分けるとよい。

(事務局)

57 ページ以降の拠点の形成に関わる誘導施策ではリニモ駅周辺の拠点の形成ということもあり、市民だけではなく、市外から訪れる方や新たに居住する方の3主体に向けた施策を併記している。

一方、61 ページ以降の住宅地形成に関わる施策では、今の居住環境を維持、向上と、住民や新たに居住する方など、居住者に対する施策となっている。明確に分類することは検討していない。

(委員)

現在市外にお住まいの方へPRするには、どう表現するのが良いか検討するとよい。

(事務局)

市外の人にPRすることは重要だと思う。ただ、立地適正化計画は本市の魅力や施策をPRすることを目的としたものではなく、適切な法定区域への誘導や記載されている施策を実施することで、本市の魅力を向上し居住の誘導につなげる計画として策定している。

(委員)

東西だけでなく、南北の移動や、近隣市町村とのネットワーク形成を検討するなど、そのようなまちづくりの視点があってもよい。

(事務局)

立地適正化計画では、地域公共交通計画等で定められたネットワークをもとに内容を記載しているため、市内に限定した記載した内容となっている。

(会長)

地域公共交通計画では近隣市町とのネットワーク等を検討しているのか。

(事務局)

広域ネットワークを検討しているとは聞いていない。

(会長)

立地適正化計画でも広域ネットワークについての記載を検討しても良いのでは。

(事務局)

市の持続可能性のための計画であり、現状は記載しないが、広域ネットワークについては、近隣市町村との連携が市の存続のために必要となった際に検討したい。

(委員)

計画の目標年次であるおおむね今後15年のスパンの中で、例えば市役所の移転等があれば、大規模な人口移動が起こる可能性もある。状況の変化に合わせて施策を検討できると良い。

(会長)

立地適正化計画に記載する内容ではないかもしれないが、そのような際は検討するとよい。

(委員)

この計画が内向きだという印象はあまりない。リニモは他市民も利用する交通機関であり、58

ページに記載の「新たなつながりをデザインする場」「誰もが気軽に來ることが出来る」という表現に広域から大勢の方が訪れることが含まれていると思う。

(委員)

本計画の位置づけを明確にし、上位計画、関連計画を前提としたうえで、この立地適正化計画を策定しているということを丁寧に説明した方が良い。

(事務局)

4 ページで本計画の位置づけ、6 ページ以降で上位計画、関連計画を整理している。

立地適正化計画は長久手市都市計画マスタープランの一部となるため、上位計画として愛知県が定める区域マスタープラン、本市の総合計画、土地利用計画を踏まえ、本計画の策定を進めてきた。また、各種関連計画とも連携を図りながら策定を進めてきた。

(会長)

以上、委員から出た意見を踏まえ、対応出来る意見については事務局、策定委員会で検討していただきたい。

以上